

2020年6月

普通預金口座を開設されるお客さまへ

青木信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のご案内

平素は青木信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、2020年8月3日（月）以降に新規開設いただく普通預金口座に導入させていただくこととしました。

本手数料は、あくまでも2020年8月3日以降に開設された口座に対して適用させていただくものであり、それ以前に開設されている口座を対象とするものではありません。

なお、普通預金口座には総合口座、決済用普通預金口座も含まれます。（スマホ開設口座含む）

【未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座】

以下①～⑤のすべてを満たす普通預金口座を対象といたします。	
①	2020年8月3日以降に開設された普通預金口座であること
②	最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座であること
③	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること
④	当金庫（本支店を含みます）で他に定期性預金・投資信託・国債等のお取引がないこと
⑤	当金庫（本支店を含みます）でお借入がないこと

※紛失・盗難などによりご利用が停止されている普通預金口座も対象となります。

【手数料をいただく時のご案内について】

- お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所に「ご案内」を送付します。
- 事前通知後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、年間1,200円（消費税別）を当該口座から引き落としいたします。
- 翌年度以降も口座の未利用状態が続く場合は手数料の対象となります。
※送付した「ご案内」が延着しまたは到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- なお、手数料の対象となったお客さまにおかれましては、口座利用によるお取引の再開、または今後ご利用予定のない場合は、不正利用防止の観点から解約をご検討ください。

【口座の自動解約について】

- 手数料引落しの際に口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、その残高全額を未利用口座管理手数料の一部に充てさせていただき、当該口座を解約いたします。
- この場合は口座残高以上のご負担および解約後の手続きは必要ございません。
- 手数料の返却、解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お近くのお取引店までお問い合わせください。